

山梨県公報

第三百十八号

令和四年

九月二十二日

木曜日

目次

告示

- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………四九九
○道路の供用開始……………四九九
○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除……………四九九
○収納代理金融機関の指定の一部改正……………五〇〇
○公共測量の実施……………五〇〇
○公聴会の実施……………五〇〇
○選挙管理委員会……………五〇〇
○政治団体の名称等の届出……………五〇〇
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五〇二
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五〇二
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五〇三
○不在者投票を行うことができる施設の指定……………五〇三

告示

山梨県告示第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年九月十四日初狩土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	三百五十八号	甲府市右左口町字日陰山四六八八番三七地先から甲府市右左口町字日陰山四六八八番三三二地先まで	三〇・〇	令和四年九月二十二日

山梨県告示第二百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
道志村	竹之本1・2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり(図面)	一部	平成二十三年山梨県告示第八十七号

省略

山梨県告示第二百十九号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表中三井住友信託銀行株式会社の項を削る。

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南都留郡道志村地内外
- 三 測量の期間 令和四年九月十五日から令和五年二月二十八日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和四年十月二十日（木）午後七時
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館
- 三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路（大手二丁目浅原橋線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和四年十月六日（木）

- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。
令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
看哲会	日下 哲	日下 理沙	甲府市富士見二丁目三―一五	令和四年八月十日	令和四年八月十日
清水一明後援会	清水 一明	奈良 公男	上野原市上野原五一四二番地二	令和四年八月二十八日	令和四年八月三十一日
東研一後援会	磯野 真由樹	東 研一	西八代郡市川三郷町岩間二五四七	令和四年九月二日	令和四年九月八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	自由民主党西桂町支部	郷田 善臣	滝口 信男	南都留郡西桂町下暮地七二二一	令和四年五月一日	令和四年八月五日
新	自由民主党都留市支部	国田 正己	鈴木 孝昌	都留市中津森五二二一	令和四年五月九日	令和四年八月五日
旧	自由民主党大月市支部	杉山 肇	奥秋 保	都留市大幡一一〇	令和四年五月十四日	令和四年八月五日
新	自由民主党山梨県参議院選挙区第二支部	卯月 政人	白鳥 晴規	大月市猿橋町桂台一―一〇―一一	令和四年七月二日	令和四年八月五日
旧	参政党山梨支部	天野 祐治	山田 善一	甲府市宝二―二七―五	令和四年七月二日	令和四年八月五日
新	参政党山梨支部	渡邊 知彦		甲府市伊勢一―五―四	令和四年八月六日	令和四年八月八日
旧	桂和会	渡邊 伊作		中巨摩郡昭和町清水新居一―二番一	令和四年八月六日	令和四年八月八日
新	桂和会	遠藤 勝見		甲府市上石田三―三―一五	令和四年八月十二日	令和四年八月十二日
旧	柿島良行後援会(豊良会)	大野 久方		西八代郡市川三郷町上野一九九―一	令和四年四月一日	令和四年九月一日
新	柿島良行後援会(豊良会)	石下 拓也		西八代郡市川三郷町上野一九九―一	令和四年四月一日	令和四年九月一日
旧	日本薬業政治連盟山梨支部	横塚 隆志		西八代郡市川三郷町上野一九九―一	令和四年九月一日	令和四年九月一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届（政治団体の区分）

旧	新	区分	名称	政治団体の区分	異動年月日	届出年月日
	参政党山梨支部			政党の支部	令和四年八月八日	令和四年八月八日
				その他の政治団体の支部		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
山梨の未来を語る会	中嶋 克仁	石井 貴志	甲府市相生一―一―二一	令和四年五月一日	令和四年九月五日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
日下 哲	市議会議員	看哲会	甲府市富士見二丁目三一―一五	日下 哲	令和四年八月十日	令和四年八月十日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

旧	新	区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
	諏訪 桂一				桂和会	西八代郡市川三郷町上野一九九―一		令和四年八月二十一日	令和四年八月二十一日
						西八代郡市川三郷町上野一三〇―一			

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一三、六九七

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合

算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八〇、八〇一

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名 三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡 一四、〇九九

中巨摩郡 五、四二四

南都留郡 一二、九三五

甲府市 五一、六一一

富士吉田市 一三、四六二

都留市・西桂町 九、五二〇

山梨市 九、六〇九

大月市 六、六九〇

韮崎市 八、〇九三

南アルプス市 一九、七一一

北杜市 一三、三八五

甲斐市 二〇、九〇二

笛吹市 一九、〇六〇

上野原市・北都留郡 六、八八七

甲州市 八、七一一

中央市 八、一七一

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

施設の名	所在地
地域密着型特別養護老人ホーム エール二之宮	笛吹市御坂町二之宮一九六六番地一
サテライト型特別養護老人ホーム エール境川	笛吹市境川町石橋一九八八番地一

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番